

5. 屋外労働者と内職群

月中旬から翌年3月末へかけて行なわれる。ともに、海況にしたがって年々の豊凶の差が大きく、特に底曳網の漁獲変動ははなはだしい(図2-25)。最近数年間の例では、貝類は300トンから500トンのあいだ、ノリは3千万枚前後のところまで変動しているのに対し底曳網に若干の小型まき網も含めた漁獲量は1千トン未満から4千トン台にいたる大巾な変動をしめしている。なお、底曳網を中心とする海面漁業には5トン足らずの動力船を使うが、36年現在、市内にはこういう動力付小漁船が939隻ある。

所得統計によると、漁業の生産額は36年において、10億4千万円であって、所得率は74.9%であるから、全体として漁業所得は7億8千万円ほどであるとみられる。

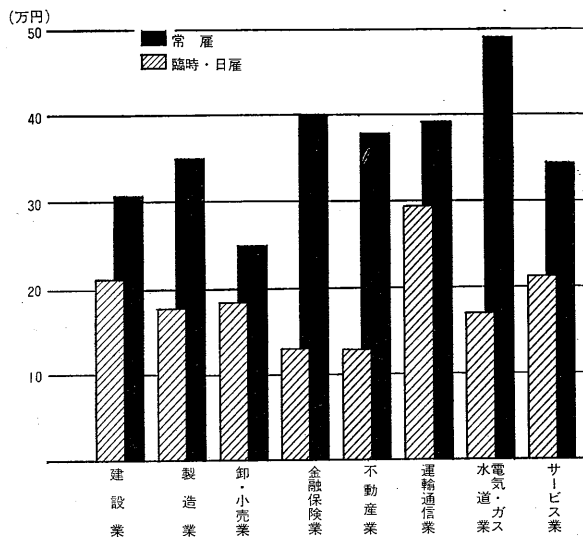
・都市化・工業化と漁業のゆくえ 現在市内の漁業にとって最大の問題は、都市化・工業化の影響にどう対応するかということである。埋立地造成にともなう漁場の縮小、都市・工場から流れでる汚水の増加、港湾整備にともなう各種の漁業規制、出入船舶から出る油の害等、どれをとっても漁業生産の根本をおびやかす要因である。とくに、埋立は浅海増殖業に致命的な打撃を与えざるをえない。ここでは、漁業の発展ということよりも、都市化・工業化の犠牲になっていく漁民の生活をいかに保障するかが課題になるのである。具体的にはいわゆる漁業補償問題が中心になっているわけだが、補償金の給付という一時的な措置にとどまらず、それ以後の漁民の方向についても周到な配慮が続けられるべきであろう。

① 屋外労働者とくに港湾労働者の生活

・常雇と日雇の賃金格差はかなり大きい 近時の製造業を中心とした横浜経済のいちぢるしい伸びの反面には、いわゆる日の当たらぬ場で働く人々がある。それらの階層は、ときに日雇労働者とよばれ、あるいは屋外労働者とよばれる人たちのなかに多くみられ、また内職にたずさわる人々のなかにもみられる。こうした階層の収入や所得はどんなであろうか。

まず概括的なその地位をみるために、市民所得統計によって、横浜の諸業種における常雇と臨時・日雇との1人当り年間平均賃金を比べてみよう。図2-26にみるように、業種によってかなりの相異はあるが、常雇の賃金と臨時・日雇の賃金との格差は、かなり大きい。これらの日雇・臨時労働者のうち、とくに関心をよぶものは、屋外労働者のそれであろう。屋外労働者といえは、通常大きく分けて、建設、港湾、陸上輸送

図2-26 常雇と臨時・日雇の産業別賃金比較(年間1人当り)
(昭和36年)

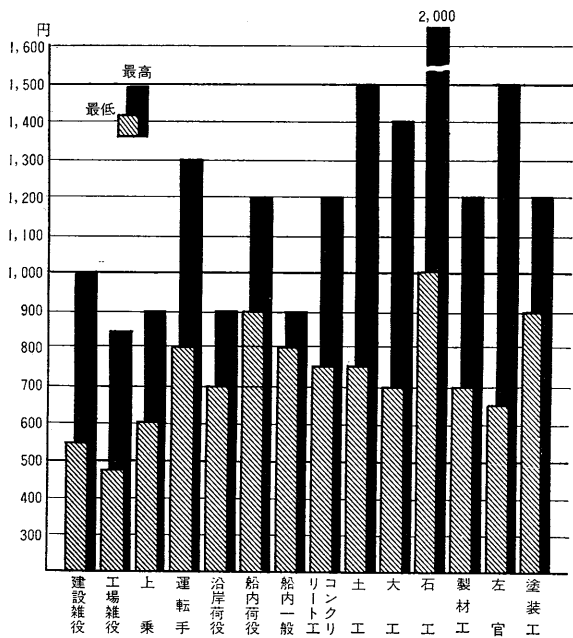


資料：「横浜市市民所得統計」推計資料

の3業種にたずさわっている労務者をさしている。職業安定所を通じた関連職種の賃金水準は、図2-27のようであり、その1日当り賃金の最高・最低のひらきも、かなり大きいことがわかる。

●港湾労働者の複雑な雇用のかたち 屋外労働者のなかで港横浜を表徴するものとして誰もが仲仕労働をあげる。それは、開港当初から、戦後の「ハマの風太郎」とともに、港湾労働の課題を背負ってきたからである。海上輸送のしくみが拡大してくると、港湾荷役も複雑になる。その主要の径路は、図2-28のように要約される。この径路に介在するそれぞれの事業会社は資本系列によって結ばれており、そこには上下的な関係があって、下請会社は元請会社に隷属することによって自己の経済的基盤を確保しようとする。

図2-27 屋外労働者の職種別賃金比較 (昭和36年7月調査)



資料：職安調・横浜港における港湾需給調査

しかし、港湾荷役には、(1)天候、潮流などの自然条件に左右されると同時に、(2)出入貨物量が不定で予測出来ないことからくる交通需要の波動性を大きくしている。この波動性のために、港運業者は荷役の機械化に積極的にならず、労働力に依存する度が高くなっている。しかも、常時、労務者を雇用することから生ずる経営上のロスをまぬがれねばならない。そのしわよせは当然末端に及んで来る(図2-29)。そのため下請会社は、たえず、浮動労働力としての日雇労働者

図2-28 港湾荷役の径路

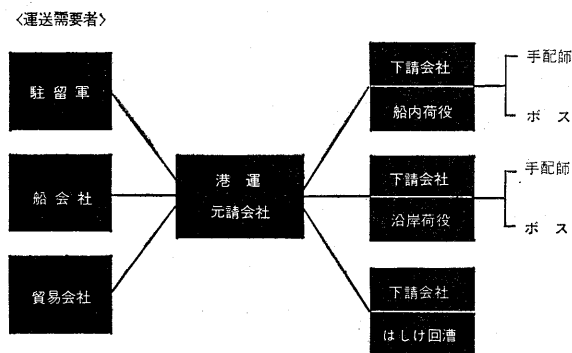
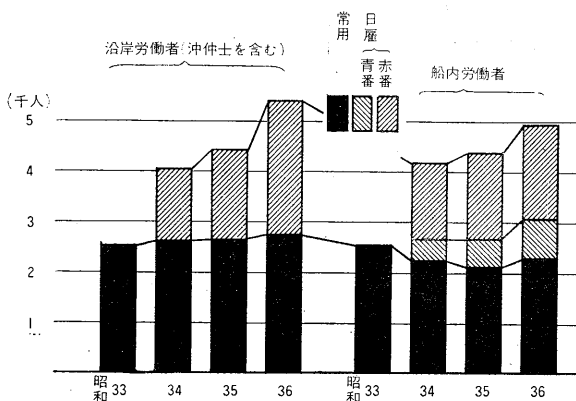


図2-29 横浜港における港湾労働者数



に頼り、常時、手許に掌握しておく必要にせまられ、日雇との間に親方制的関係が発生するようになるのである。

港湾労働の雇用形態は、こうしてかなり複雑となりその概要は図2-30のような姿をとっている。日雇依存率において横浜では、昭和35年には、船内労働者で（キーマンを除く）57.7%、沿岸労働者で48.1%と高率を示し、沿岸労働者の場合は6大港中で第1位の高さにある。

●荷役の波動性は労働条件を変えていく 経済の成長と港湾荷役の波動性は労働条件に影響を及ぼし、労働力の不足は実働時間の延長を余儀なくさせる。基本協定を結んで8時間労働をたてまえとしながら、実際は拘束11時間の昼夜2交替制か、24時間のオールナイ

トがしばしば行なわれ、神奈川ではこの数年間1人1日実働時間10.5時間で、全国平均9.5時間を1時間も上廻り、労働需要がやや鈍化して来た37年においてもターリーマン（検数人）のごときは12.4時間であり、一番低い陸仲仕でも平均8.8時間の実働を示している。そのため、1人1ヶ月平均実働日数は37年職種平均23日となっている（全国平均21日）。

●賃金には職種による差がはげしい 以上の労働条件のなかで、労働者の所得となる賃金はどうなっているか。賃金の受取り状況を職種別にみると、技能的職種が高いのが当然だが、昭和37年には労働力の需給関係が大きく作用してくるようになった。各職種で1人1日実働時間数がまちまちなので、1時間当りの現金給与額でみると（表2-10）、デッキマンが最高を占め、183円50銭、艇の船夫が172円40銭を示して、船で全生活をおくる稀少性値を示し、仲仕では沖仲仕が陸・沿岸仲仕よりも高い。常用と日雇の賃金格差は表2-10にみるようだが、職種と需給状況のいかんでは、常用より日雇の方が上廻るという結果もでてく

図2-30 横浜港湾労働者の雇用形態

1. 船内労働者
 - (ア)常用 { 常用
準常用（臨時）
 - (イ)日雇（登録） { 青番（優先班）
赤番 { 指名
輪番
 - (ウ)未登録日雇
2. 沿岸労働者
 - (ア)常用 { 常用
準常用（臨時）
 - (イ)日雇（登録） { 指名
輪番
 - (ウ)未登録日雇

※ 船内荷役についてはハツチごとに14・5名で構成する班（ギヤング）で仕事をする。青番赤番とは職業安定所における呼称である。班を構成し、優先的に仕事が割当てられる日雇労働者の手帳にはグリーンスタンプがおさされる。その他の職業安定所を通じる個々の日雇労働者には赤のスタンプがおさされる。赤スタンプの日雇労働者のうちで、特定の荷役会社で常時雇用されるものが指名といわれる。職業安定所の窓口を通らないものが未登録の日雇である。

表2-10 1時間当りの現金給与額

職 種	常 用		日 雇	
	36 年	37 年	36 年	37 年
ウインチマン	129	168	—	154
デッキマン	162	184	—	129
沖 仲 仕	136	164	118	122
沿 岸 仲 仕	153	144	151	150
陸 仲 仕	125	154	112	140
船 夫	168	172	—	—
ターリーマン	101	102	45	—
雑 役	100	110	77	100

資料：労働基準局

る。

これら職種別賃金は他の主要港湾県と比較して、その格差をみると表2-11のごとく8職種平均では、東京よりやや下回り、名古屋港をもつ愛知県がすべての職種で最高値を示している。これら港湾労働者、なかんづくその日雇の生活形態については、あとで一般の日雇と比較しながらみることにしよう。

② 失対労働者の実態と所得

・固定化の傾向がでている 屋外労働者のうち、とくに下層にあるものとしては、失業対策関係の労働者を挙げなくてはならない。もともと失業対策事業はドッジ・ラインで企業整備のあおりをうけて失業者が激増したため昭和24年にとられた制度で、失業者が一般雇用にもどるまでのある期間、その就労をはかるためのものとして生まれた。発足当時、全国2万人の失対労働者は37年には35万人とふくれあがるばかりで（数字は労働省の発表）、経済成長という労働市場の拡大による機会にもかかわらず、一向に減少をみない。そこには二つの大きな傾向がでているからである。37年

表2-11 主要港湾県の地域間賃金格差（昭和35年）

東京=100

区 分	ウイン チマン	デッキ マ	沖仲仕	沿 岸 仲 仕	陸仲仕	8 職 種 平 均
東京都	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
神奈川県	104.3	94.6	99.7	108.2	91.7	92.8
愛知県	114.3	117.6	124.9	120.8	132.1	106.7
大阪府	107.7	101.0	93.6	117.7	115.1	90.8
兵庫県	101.2	90.7	88.5	109.3	99.8	89.6
長崎県	61.4	57.8	68.3	62.5	80.7	50.7

資料：「横浜港における港湾労働需要調査」

注：8職種とはウインチマン、デッキマン、沖仲仕、沿岸仲仕、陸仲仕、船夫、ターリーマン、雑役を指す。

表2-12 失対適格者総数

年 次	総 数	男 女 比 率	
		男	女
昭和32年 4月	6,029	73.5%	26.5%
33年 "	6,130	73.1%	26.9%
34年 "	6,414	72.5%	27.5%
35年 "	6,470	69.9%	30.1%
36年 "	6,620	68.8%	31.2%
38年 10月	5,006	63.7%	36.3%

資料：市民生局 失対統計

6月の全国の失対労働者の平均年齢は50才（男子51.2才，女子46.7才）で老令化し，婦人労働者の就労率（40%）が高く，しかも長期化してきた。

このことは労働力の低下している人たちがまだ就労しなければならない事情の現れであり，法の趣旨が臨時的または一時的就労と考えられていたのと，裏腹の形が出てきている。

この就労者の老令化と長期化は横浜においても同様な傾向がみえる。表2-12に示すように，昭和32年から36年までは失対適格者が増加の一途をたどっており，男女比でみると，全国比と違って男子が圧倒的に多かったのが，38年10月には36.3%と全国比に近づいてきた。とくに，問題として指摘さるべきは，日雇登録者の数が適格者の2倍にも達し（38年10月1万677人），34年以来非適格者が急上昇していることであろう。横浜市内5カ所の職安事業所のなかでも，横浜，鶴見，神奈川の3カ所では2-3倍の非適格者をだしている。適格者の条件としては，(1)失業者であること，(2)主たる家計の担当者であることがあげられている。したがって家族の単位が核化している今日，老人

層や女子層は締めだされる危険がある。図2-31にみるように適格者の年齢別階層構成(36年)をみても、40才—59才が総数の57.6%を占め、60才以上の老人が21.3%を示していることは、戦後の価値観の変化に対応できない老人層が生活保護からも、みはなされている現われともみられよう。

●就労賃金には大きな幅がある 昭和37年12月1日施行の基本日額481円の日額表によると、3つの作業区分とその応能段階が、それぞれ6つに分れてきている。

A作業・碎石散布、山崩しなどの作業

B作業・埋戻し、芝切りなどの作業

C作業・除草、路面清掃などの作業

休憩時間を除く8時間労働に満たないものは時間割計算が行なわれる。最高はAの1級541円で最低はCの6級426円となっており、民間と比べて、その労働内容の違いもあって、はるかに低い賃金しかえられない(表2-13)。

表2-13 失対従事者賃金表 (昭和38年4月1日現在)

作業区分	応 能 段 階					
	1	2	3	4	5	6
A	541	531	521	511	501	491
B	501	491	476	466	456	446
C	491	476	466	456	446	426

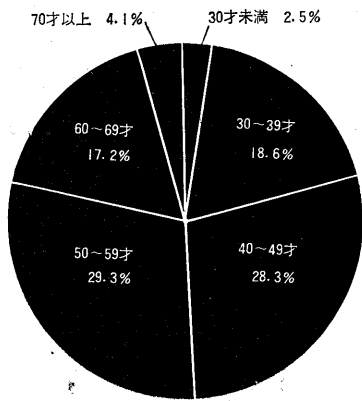
民間求職の場合は男子は一般土工、工場などの雑役荷役関係などがあるが、それぞれの職安によって賃金に開きがあり、550円—1,500円となっている。女子の場合には袋縫、工場、建築雑役等の仕事で、300円—750円と男子ほど賃金差は大きくない。

公共事業からみると横浜市の失対事業には昭和37年度に延100万人が動員されたことになっている。36年度の86万人に比して増加しており、一番多く動員されたのは道路関係で、36年度に延38万人余が関係し、全体の45%を占めているが、37年度には、延41万人弱となり、41%と高率を示している。

③ 労働者の生活環境からくるさまざまな姿態

●下層労働者のねぐら 一般に、労働者のうちその生活が特殊なものは港湾労働者の日雇にある。特に、ハマの風太郎は戦後の労働者の異色の存在であった。敗戦により家や職をも奪われた全国から集った屈強な青年は、暁をついて走ってくるトラックの門前募集に先を争って仕事にありつき、夜は桜木町周辺の青天井をいただき路上に寝、大岡川の水上市ホテルや河岸のパラックにたむろした戦争の落し子であった。零番地の無法者といわれ、港湾労働や建設、バタヤ、モク拾いの仕事をみつけ、類は友を呼ぶ式にそれらの密集地帯を形成していった。中、西、南の3区内には通称30円宿の簡易宿泊所が66カ所つくられた。昭和32年労働出

図2-31 市内失対適格者の年齢階層構成 (昭和36年10月)



資料：市民生局職業課調

張所が寿町に移転すると、その附近一帯はたちまち3～4層の簡易宿泊所となり、現在では約60軒推定9千室（1室2畳—3畳）1万2千人が居住、港湾関係者は65%と推定されている。1人1日宿料（フトン付）180円—240円で泊まれる気安さと、港に近い便利さが、繁華街の近くに形成され、山谷、釜ヶ崎と共に3大ドヤ街と称されるに至った。ここの住人はくらげのようにこの3つのドヤ街を転々としている。

・生活形態にみる一般日雇と港湾労務者との差 労務者の住居関係をみると、神奈川県調査では、港湾労務者の75.5%が借間になっており、一般日雇が持家借家のもの63.1%と世帯者が多いのに対して、港湾の場合は一人世帯が過半数の53.5%を占め、一般日雇の場合の23.8%をはるかに上回る数字を示している。また、定職にあったものがどういう理由で離職したか、さきの統計は港湾労務者では希望退職が28.6%で一番高く、次が家庭的事情12.8%となっている。これに対し一般日雇の場合は企業整備に伴う退職24.7%、本人の健康、家庭的事情がそれぞれ15.7%と14.6%となっている。さらに、両者の相違は離職してからの生活維持の方法にまで違いがでてくる。港湾労務者の場合は「直ちに日雇になった」が63%、「失業保険による」が17.3%で、6カ月未満にすでに70%近くが登録日雇になっている。それにひきかえ一般日雇は「直ちに日

雇」が35%、「失業保険」28%となり、登録日雇になるまでの期間は6カ月未満60%強、6カ月以上が40%弱となっている。

このように決断の違いが生じたのは前職の従業上の地位と大きな関係をもっている。雇用上の地位をみると、港湾労務者では常用が52.8%、日雇が41.7%となり、もともと労務者であって、事務管理技術者は僅かに5.5%にすぎない。それに対し一般日雇の場合は常用労務者が圧倒的に多く73.3を占め、日雇は15%弱にすぎず、事務管理技術者は12%となっている。港湾労務者の職業転換のはげしいことは、40才未満の比較的若年層が55%を占めることによるが、これに対し一般日雇は19%にすぎないことが職業を固定化している。

① 内職の実態

・内職はどう利用されているか 内職は屋外労働とはまことに異なった作業内容をもち、家計の一助にするため通勤または自宅で行なう作業を意味している。本来、社会の底辺層にある家計の補助手段の性格をもっているが、他方では、消費構造の変化につれて、より高い欲望を充たすための労働の意味あいももっている。前の場合は自己の生活を維持するための半ば職業的なものとなっているが、後者の場合は欲望を充たすための一時的な作業に重点がある。いま農林水産業を除く諸産業において、内職所得が勤労所得全体におい

表 2-14 内職所得及び兼業所得の割合

年次	(ア) 勤労所得 (農林水産業を除く)	(イ) 内職所得	(イ)に対する割合 %	兼業所得	(イ)に対する割合 %
昭和 35 年	135,554	1,489	1.098	272	0.202
36 年	167,439	1,234	0.737	382	0.228

資料：横浜市市民所得推計報告書

て占める割合を所得統計からみると、表2—14のように1%内外であり、ついでに兼業所得をみると、0.2%内外となっている。

内職の実状を知ることはなかなか困難だが、いま個人の経営する内職施設は一応はぶいて、握把可能な公共施設の利用状況を取りあげてみよう。その施設には生活保護法にもとづく保護授産所があり、対象者にある種の技術を身につけさせる意味を含めたものと、共同作業所のごとく、内職に重点をおいているものがある。

●授産所 授産所においては適格条件が必要であり、主として民生安定所で認定したものを対象としている。横浜市の施設として鶴見、神奈川、南区の三カ所あるが、38年には281人の対象者がいる。それらは通勤と自宅の場合の二つに分かれており、作業種目はマフラーのアイロン仕上げ、ミシン加工、菓子包装など比較的単純技能で扱えるものであり、そのため工賃も安く、3カ所平均で1人当り月収4,475円（昭和37

年度）をあげている（表2—15）。最低はマフラーの仕上げで2,732円、最高が菓子包装の9,404円で、年間延動員数からみると、マフラーとミシンが多く、両者で延4万7千人と全体の52%を占め、スリッパが18万人で20%となっている。

●共同作業所 内職でも、法的なものでない市営の内職斡旋をみると、鶴見、中央、北方、陸町、保土ヶ谷、港北、戸塚の7つの共同作業所があり、その利用者は平均1日2千人で、所内で300人、他は居宅の作業となっている。作業内容は、授産所とあまり変わらないが、授産所が技能を身につけさせることをもねらっているのに対し、共同作業所は内職の斡旋にとどまっているので作業種目があまり限定されていない。そのため造花、鉛筆巻など15品目にわたっている。

工賃についても授産所と変りなく、発注する企業が零細で単純加工に重点があるので、月平均の稼働工賃は500円から6千円未満が85%を占め、1万円以上は4%弱である。利用者の家庭をみると、授産所と違って被保護、母子世帯、老人、身体障害者は少く、10%にたらず、内職者の性別からみても98%が女性であるので、主な家計担当者ではない。それに家計者の職業が会社員、公務員が多く、70%近くを占めている。その利用者の所得水準をみると、家計収入が2万500円以下は少く（13%）、2万5千円～5万円が73%と多いところからみて、利用者は低所得層よりも、そのボーダー・ライン層と中所得層の下が多いことになる。従って、工賃の使途も、「主な生活費に充当する」のは16%で、「家計の一部」に使う（37%）のが多い。貯金は5%にすぎないのである。

表2—15 保護授産施設実績（品目別）

品目	区分	
	1ヵ月当り就労延人員	1人当り平均月収
マフラー	2,385	3,246
縁起物	371	2,756
ミシン	1,526	6,310
菓子包装	169	9,404
部品組立	267	5,505
製缶	213	7,658
シャンブ	11	7,482
ラケット	226	7,602
スリッパ	1,487	3,661
その他	752	3,635
計	7,408	4,475

資料：市民生局